

令和6年度鳴門市職員採用試験受験案内【追加】

(令和7年4月1日採用予定)

受付期間	令和6年10月10日(木)～令和6年11月8日(金)
第1次試験日	令和6年11月24日(日)

- ◆ 教養試験や専門試験、論文試験は行いません。
- ◆ SPI3を実施するため、民間企業を併願している方も受験しやすい試験です。

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
保健師	1人程度	市の各部局において保健指導等の業務に従事します。

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

各試験区分の受験要件をすべて満たす者が、その試験区分の試験を受けることができます。
なお、令和6年度鳴門市職員採用試験の前期試験において、保健師区分を受験した者は、受験できません。

試験区分	受験要件
保健師	1 平成元年4月2日以降に生まれた者 2 保健師の免許を有する者、又は令和7年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者

上記の受験要件を満たしていても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 地方公務員法第16条に定める欠格条項(下記の①から③までの事項)に該当する者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 鳴門市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本国籍を有しない者で、採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。
また、日本国籍を有しない方の採用後の配置・異動・昇任などについては、一定の制限があります。

3 試験の日時・場所

区分	日 時		試験会場
第1次試験	令和6年 11月24日(日)	受付 午前8時30分～午前8時45分	鳴門市役所2階201会議室 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
		試験 午前9時～正午頃	
第2次試験	令和6年12月下旬(予定)		未定(詳細は第1次試験合格者に通知します。)

※ 試験申込時には「面接シート」を提出してください。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

試験区分	試験種目	内 容
保健師	総合能力検査(SPI3)	基礎能力検査及び性格検査 <択一式 2時間>
	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から検査します。
	面接試験	主として、人物及び職務に対する意欲等についての個別面接を行います。

(2) 第2次試験（予定）

試験区分	試験種目	内 容
保健師	面接試験	主として、人物及び職務に対する意欲等についての個別面接を行います。

5 合格者の発表

区 分	期 日	方 法
第1次試験	12月上旬	第1次試験合格者に合否の結果を通知します。
第2次試験	12月下旬	第2次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

※ いずれの場合も、鳴門市掲示場、市公式ウェブサイトにも合格者の受験番号を掲示します。

6 申込方法

次のいずれかの方法で申込をしてください。なお、試験申込時には、別紙「面接シート」をあわせて提出してください。

(1) WEB 申請による場合（推奨）

- ・具体的な手続きは、別紙「WEB 申請申込方法」を参照してください。
- ・令和6年11月8日(金)の申込完了分まで有効です。

(2) 郵送による場合

- ・封筒の表に「(保健師) 採用試験受験申込」と赤字で記入し、必ず簡易書留郵便にしてください。
- ・令和6年11月8日(金)の消印があるものまで有効です。
- ・郵送申込の内容確認後、申込書に記載いただいたメールアドレス宛に、受験票データを送付しますので、「city.naruto.i-tokushima.jp」からのメールを受信できるように設定変更してください。
- ・受験票データが届きましたら、プリントアウトのうえ、ハガキサイズに切り取り（受験票の枠線に沿って切り取り）を行ってください。

(3) 持参による場合

- ・令和6年10月10日(木)から令和6年11月8日(金)まで。
- ・受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日、祝祭日は受付できません。

◆ 注意事項 ◆

- ・受付期間（郵送の場合は有効消印日）を過ぎた申込みは、いかなる理由があれ受理しません。
- ・申込書を受理した場合は、受験番号を指定のうえ受験票を交付又は郵送します。試験当日は必ず受験票を持ってきてください。
- ・次の試験区分については、受験申込時に次のものを提出してください。
 - ① 保健師は、保健師免許資格を証明するものの写し（取得見込の場合は不要）
- ・令和6年11月15日(金)までに受験票が届かない場合は、人事課までお問い合わせください。
- ・受験票のない場合又は遅刻した場合は受験できません。
- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

7 合格から採用まで

- ・最終合格者は採用候補者名簿に登載し、任命権者が採用者を決定します。
- ・採用は、令和7年4月1日の予定です。
- ・地方公務員法第22条の規定により、採用後6か月は条件付採用となっており、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。

8 書類提出・問合せ先

鳴門市企画総務部人事課

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地

電話：088-684-1122

E-mail：jinji@city.naruto.i-tokushima.jp

9 給与

初任給は、鳴門市職員諸給与条例(昭和32年鳴門市条例)等の規定により、原則次のとおり支給され、このほか該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、一定の職歴等がある場合は、その職歴に応じて所定の金額が加算される場合があります。

学歴	給料月額（令和6年4月1日現在）
大卒	196,200 円

10 試験結果の口頭による開示請求について

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、土、日曜日及び祝祭日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、マイナンバーカード、学生証、旅券等本人の顔写真が添付されている書類)又は受験番号票を持参のうえ、鳴門市企画総務部人事課へお越しいただき、所定の用紙に受験番号と氏名を記入していただきます。なお、電話やメール等による請求はできません。

開示請求できる者	開示内容	開示時期	開示場所
受験者本人	総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から 1 か月間	鳴門市企画総務部人事課

11 試験会場について

- ・時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。

12 その他

- ・咳や発熱などの症状がある場合、体調がすぐれない場合やその他症例により感染症の罹患の懸念がある場合は、受付時にお申し出ください。別室で受験をお願いする場合があります。
- ・自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前 7 時までに市公式ウェブサイト(<https://www.city.naruto.tokushima.jp/>)でお知らせします。